

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月7日
【会社名】	株式会社フィル・カンパニー
【英訳名】	Phil Company, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 能美 裕一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目12番13号
【電話番号】	03 - 5275 - 1701
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 西村 洋介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目12番13号
【電話番号】	03 - 5275 - 1701
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 西村 洋介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 624,580,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	340,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年11月7日開催の取締役会決議によっております。
 2. 本第三者割当に関連して、平成29年11月7日に、当社は割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社との間で業務提携に係る基本合意書を締結します。また、平成29年11月7日に、当社は割当予定先であるいちご株式会社との間で業務提携契約を締結しております。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	340,000	624,580,000円	312,290,000円
一般募集			
計(総発行株式)	340,000	624,580,000円	312,290,000円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、発行価額の総額から資本組入額の総額を控除した残額になります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
1,837	918.5	100株	平成29年11月30日		平成29年11月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込みの方法は、申込期間に後記払込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額を払い込むものとし、申込みの日付を申込期日とします。
 4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フィル・カンパニー	東京都千代田区富士見二丁目12番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23- 3

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
624,580,000	6,000,000	618,580,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用等の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、駐車場（コインパーキング）の上部“未利用”空間の活用を実現し、オンリーワンの価値を創出した空中店舗フィル・パーク事業を展開しております。コインパーキングを始めとした駐車場を取り巻く空間が“駐車場（コインパーキング）としてしか存在し得ない”という半ば常識（固定概念）ともなっていた状況において、駐車場上部“未利用”空間を店舗として有効活用することで、「駐車場+空中店舗（建物）」という新たな“常識と価値”を創り出してまいりました。具体的には、コインパーキング等の駐車場を運営している土地オーナーに対し、空中店舗フィル・パークの企画、デザイン、プロジェクトマネジメント業務、開発調査業務、設計・監理業務、工事請負業務、事業コンサルティングや初期テナント誘致等をワンストップで提供するとともに、それぞれが高い付加価値を持つサービスとして構成されております。その企画提案は、その場所の需要に応じた空間づくり（SPACE ON DEMAND）をコンセプトとし、テナントの賃貸需要や事業メリットを最大限に引き出す企画提案を行っており、累計プロジェクト数も100件を超える実績まで成長しております。

そして当期より、これまでの実績から培われたノウハウを活かし土地オーナーだけでなく一般投資家や機関投資家の高まる不動産投資ニーズにお応えするため、従来より行っておりました土地オーナーの遊休地活用・不動産土地活用としての空中店舗フィル・パークの企画・設計・建築スキーム（以下「請負スキーム」という。）に加え、新たな事業スキームとして当社グループが土地を購入して、空中店舗フィル・パークを企画・開発・販売するスキーム（以下、「販売スキーム」という。）を進めており、土地・駐車場（コインパーキング）を所有していない顧客に対しても徐々にサービスの裾野を拡げ、順調に進捗しております。

上記の手取概算額618百万円については、これら一般投資家や機関投資家の高まる不動産投資ニーズに応え、加速度的に当社事業を拡大するため、上記「販売スキーム」において今後取得予定である2～3物件の開発用地の取得費用及び空中店舗フィル・パークの建設費用に充当する予定であります。

具体的には、以下の使途に充当する予定です。

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
開発用地の取得費用 (2～3件)	309	平成29年12月～平成30年2月
空中店舗フィル・パークの建設費用 (2～3件)	309	平成30年1月～平成30年5月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

日本郵政キャピタル株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	日本郵政キャピタル株式会社
	本店所在地	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 千田哲也
	資本金	1,500百万円
	事業内容	投資業務
	主たる出資者及び出資比率	日本郵政株式会社100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

いちご株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	いちご株式会社
	本店所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第17期(自平成28年3月1日至平成29年2月28日) 平成29年5月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 第18期第1四半期(自平成29年3月1日至平成29年5月31日) 平成29年7月14日 関東財務局長に提出 第18期第2四半期(自平成29年6月1日至平成29年8月31日) 平成29年10月13日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

日本郵政キャピタル株式会社

駐車場（コインパーキング）の上部”未利用“空間の活用を実現し、オンリーワンの価値を創出した当社グループの空中店舗フィル・パーク事業は、早期の投資回収を実現できる企画や初期テナント誘致保証など付加価値の高いサービスを評価していただき、累計プロジェクト数も100件を超える成長を遂げまいりました。

一方、全国に60,000箇所以上存在する駐車場（コインパーキング）の上部”未利用“空間を活用し、空中店舗フィル・パーク事業の更なる拡大のためには、土地オーナーの方々に対して空中店舗フィル・パーク事業を広く認知して頂き、かつ信頼して頂くための情報元の拡大と信用力の向上が必要であると認識しておりました。

本第三者割当予定先となる日本郵政キャピタル株式会社の属する日本郵政グループは全国約24,000局の郵便局ネットワークを通じ郵便・貯金・保険の三事業を中心とした様々な商品・サービスを提供すると共に、保有する土地を活用した賃貸ビル事業や駐車場事業などを運営しており、トータル生活サポート企業として地域のお客さまの生活のサポートを実施しております。そして、そのための新たな取り組みとして、生活関連や金融関連などジャンルを絞らずに新事業のタネを発掘し、日本郵政グループのネットワーク、ブランド力等を活用して成長が期待できる会社への出資を行うことにより、中長期的なグループ収益の拡大を図ることを目指し、平成29年11月1日に日本郵政株式会社が全額出資する日本郵政キャピタル株式会社が設立されました。

このような両社の環境と事業特性を踏まえ、日本郵政グループが保有する土地の空中店舗フィル・パークによる活用促進や郵便局来局者への当社サービスの周知等を通じて、地域の土地活用にお困りのお客さまに対して新たな選択肢となる空中店舗フィル・パークという土地活用方法を認知して頂くことにより地域の皆さまに貢献できるとの思いから、日本郵政グループとの業務提携契約を締結することを前提に本第三者割当増資についての協議・交渉を行ってまいりました。その結果、当社として、総資産293兆円を誇る日本最大の企業グループである日本郵政グループの資本参加によって、信用力や財務基盤の強化につながり、日本郵政グループにおいては、グループのネットワーク、ブランド力等を活用した新たなグループの成長機会の獲得に資することから、平成29年11月7日に当社と日本郵政キャピタル株式会社との間に”空中店舗フィル・パーク事業の拡大を行うための長期的かつ戦略的パートナーに日本郵政キャピタル株式会社が就任し、双方の企業価値を向上させることを目的として、当社と日本郵政グループとの業務提携の推進等”を約した「業務提携に係る基本合意書」を締結するとともに、割当予定先として選定いたしました。

いちご株式会社

当社グループは、従前より行っておりました土地オーナーの遊休地活用（不動産土地活用）としての空中店舗フィル・パークの企画・設計・建築スキームである「請負スキーム」に加え、その高利回りに注目した多くの一般投資家及び機関投資家の高まる不動産投資ニーズにお応えするため、“新たな事業スキームである土地の購入及び空中店舗フィル・パークの開発から販売までを行う取り組み”である「販売スキーム」を平成29年1月23日より開始しております。

当社は、これまで独自のネットワークにより販売チャネルを構築してまいりましたが、中長期的な「販売スキーム」の更なる拡大のためには、土地や駐車場（コインパーキング）を所有していない多くのお客さまに空中店舗フィル・パークを提供するための販売チャネルの拡大及び販売スキームの確立を課題として認識しており、そのためには自社のみならず多方面の専門的パートナーと協業することが必須であると考えておりました。

本第三者割当予定先となるいちご株式会社及びそのグループ会社（以下、「いちごグループ」という。）は、『日本を世界一豊かに。その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」』を経営理念に、J-REITなどの運用を始めとしたアセットマネジメント事業、不動産技術およびノウハウを活用し再開発などで資産価値の向上を図る心築事業などにより新しい不動産価値を創造しており、顧客である不動産オーナーとの関係を密に構築しております。

当社の主に「販売スキーム」に関し、いちごグループとの新たな販売スキームの構築と販売を通じて、より多くの一般投資家の不動産投資ニーズを満たしながら当社開発物件の出口戦略を策定し、顧客である不動産オーナーに対するサービスの強化を行うことによって双方の企業価値の向上を目的とし、業務提携契約を締結することを前提に本第三者割当増資についての協議・交渉を行ってまいりました。

その結果、平成29年11月7日に当社といちご株式会社との間に”空中店舗フィル・パーク事業の拡大を行い双方の企業価値を向上させることを目的とし、当社の空中店舗にいちごグループのセルフ・ストレージ事業出店に関する優先交渉権の付与及び当社が開発した空中店舗フィル・パークの物件購入機会の付与等”を約した「業務提携契約書」を締結するとともに、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数
日本郵政キャピタル株式会社	新株式(普通株式) 280,000株
いちご株式会社	新株式(普通株式) 60,000株
合計	新株式(普通株式) 340,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社及びいちご株式会社との協議において、両社の株式保有方針が事業投資であり継続保有方針であることを確認しております。また、割当日より2年間は、当社の事前の書面による同意なくして、本第三者割当により割当予定先に発行及び処分される株式の一部又は全部をいかなる第三者に対しても売却又は譲渡してはならないことを合意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社及びいちご株式会社から、本株式に係る払込みに要する資金を確保している旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、日本郵政キャピタル株式会社の預金通帳及び資本金の払込証明書、いちご株式会社の第18期第2四半期報告書を確認したところ、十分な現預金と純資産を有していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

日本郵政キャピタル株式会社

割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社の親会社である日本郵政株式会社は、東京証券取引所市場第1部にその株式を上場しており、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」においても、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を表明しており、日本郵政グループの各社と、そこに働く一人ひとりの基本的な行動規範を示す「日本郵政グループ行動憲章」において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めており、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けて取り組んでおります。また、日経テレコン及びWEB検索による照合の結果、割当予定先である法人の名称、割当予定先の役員並びに主要株主が反社会的勢力と一切関係を有しないものと判断しております。なお、割当予定先からは、本第三者割当増資における株式の引受にあたり、反社会的勢力と一切の関係を有しないことについて表明及び保証ならびに確約を得ております。

いちご株式会社

割当予定先であるいちご株式会社は、東京証券取引所市場第1部にその株式を上場しており、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」においても、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を表明しており、「企業倫理綱領」に反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、「内部統制システム構築基本方針」に基づき反社会的勢力排除に向け社内体制を整備しております。また、日経テレコン及びWEB検索による照合の結果、割当予定先である法人の名称、割当予定先の役員並びに主要株主が反社会的勢力と一切関係を有しないものと判断しております。なお、割当予定先からは、本第三者割当増資における株式の引受にあたり、反社会的勢力と一切の関係を有しないことについて表明及び保証ならびに確約を得ております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当の発行価格は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(1,837円)と同額といたしました。なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1カ月間の終値平均1,912円に対するディスカウントは3.95%、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均1,782円に対するプレミアムは3.07%、当該直前取引日までの6カ月間の終値平均1,756円に対するプレミアムは4.64%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員より、株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格である本株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日の終値としており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠していることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を頂いております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当は、平成29年11月7日現在の当社普通株式の発行済株式総数5,070,000株に対する割合は6.71%、割当予定先へ新たに付与する議決権3,400個の総議決権数50,685個に対する割合は6.71%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当における割当予定先である日本郵政キャピタル株式会社及びいちご株式会社とは業務提携を前提としており、中長期的な視点で当社事業に關与し、当社グループが積極的に取り組んでいる空中店舗フィル・パーク事業における請負スキームと販売スキームの両面において事業を安定的に拡大し、当社の企業価値の向上、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと確信しているため、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的な規模であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
高橋 伸彰	東京都文京区	1,704	33.62	1,704	31.51
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号			280	5.18
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP (東京都港区六本木6丁目10番1号)	159	3.15	159	2.96
能美 裕一	石川県加賀市	130	2.56	130	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	97	1.93	97	1.81
真鍋 康正	香川県高松市	90	1.78	90	1.66
株式会社ido	香川県高松市鍛冶屋町7丁目1番地	90	1.78	90	1.66
合同会社NOB	東京都文京区湯島2丁目4番3号	90	1.78	90	1.66
CREDIT SUISSE SECURITIES(EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木一丁目6番1号)	90	1.78	90	1.66
高野 隆	神奈川県茅ヶ崎市	78	1.54	78	1.44
計		2,529	49.91	2,809	51.95

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年8月31日現在の株主名簿上の株式数であります。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、発行決議日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数340,000株を加算することによって算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日（平成29年11月7日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年11月7日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成29年3月22日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの S U S 株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,450個	10.28%
異動後	2,450個	9.98%

(注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 400株

2. 平成29年3月22日（新株予約権行使後）現在の発行済株式総数 2,456,000株

3. 異動前の総株主等の議決権に対する割合は、23,836個を基準に算出しております。異動後の総株主等の議決権に対する割合は、異動前の総株主等の議決権の数23,836個に、平成29年3月22日付で、新株予約権（ストック・オプション）の行使により増加する株式数に係る議決権の数720個を加算して算出した議決権の数24,556個を基準に算出しております。

4. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 平成29年2月28日現在の株主名簿を基準に、当社において推定したものを記載しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年3月22日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 258,817千円

発行済株式総数 2,456,000株

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期、提出日平成29年2月21日)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出(平成29年11月7日)日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年12月21日 (注)1	45,000	2,384,000	27,117	246,937	27,117	246,937
平成29年3月22日 (注)2	72,000	2,456,000	11,880	258,817	11,880	258,817
平成29年4月15日 (注)3	2,456,000	4,912,000	-	258,817	-	258,817
平成29年4月16日～ 平成29年5月31日 (注)2	158,000	5,070,000	13,035	271,852	13,035	271,852

(注) 1. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,205.2円

資本組入額 602.6円

割当先 株SBI証券

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 株式分割(1:2)によるものであります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第12期	自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日	平成29年2月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第13期第3四半期	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日	平成29年10月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 広 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィル・カンパニーの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社の平成28年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 広 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィル・カンパニーの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニーの平成28年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月11日

株式会社フィル・カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 広 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィル・カンパニーの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年12月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。